

令和元年度 指導監査基準等の主な変更点 届出書類・事前提出資料 目次

- 0. 監査のスタートは2段階
- 1. 必ず チェック・シート
 ～施設会計について
- 2. その他の変更について
 ～定款変更のこと
- 3. 提出資料について
 ～財務諸表等電子開示システムのこと
- 4. 日程の確認

令和元年度

指導監査基準等の主な変更点 届出書類・事前提出資料

令和元年5月23日
神戸市保健福祉局監査指導課

0. 監査のスタートは2段階

1段階：施設への指導監査

6月19日(水)予定 から

指導監査基準の公開：6月19日(水)予定

事前提出資料の提出×切：6月14日(金)必着*

2段階：法人への指導監査

7月19日(金)予定 から

指導監査基準の公開：7月19日(金)予定

届出書類等の提出×切：7月1日(月)必着

※届出書類等及び事前提出書類の提出要領は、
明日(24日)に神戸市監査指導課ホームページにアップします。

1. 必ず チェック・シート

「以下の項目は、なくしていきたい、よくある指摘事項です。今年度指導監査では、必ず確認しますので、決して指摘されないよう万全を尽くしてください。」

高齢福祉編(養護,特養,軽費)

保育編(保育所,認定こども園)

施設会計編(社会福祉法人が運営する施設)

施設会計をみる視点

(特に 社会福祉法人が運営する施設等)

1. 意思決定は適正か

例えば契約は、①専決規程どおりか、②経理規程に定める契約手続か(特に随意契約)

2. 会計処理は適切か

二重チェックの体制、事務手続き(事前の承認、事後の確認)

3. 会計処理の実態の適正さは説明できるか

現預金などの資産の有無、飲食、手土産などの適正さの説明

今年度,施設会計のめざすところ

- ・不正が起こるのもお金、不正を見つけるのもお金
- ・経理規程が会計に携わる職員を守る(まどろっこしさ、邪魔くささ、手間が増えること、を超えて)
- ・まずは、経理規程を読んでみよう
- ・一旦決めた経理規程を守ってみよう

社会福祉法人でない法人が運営する施設会計

「特定教育・保育施設等における適正な会計処理等の実施について」の適用(次ページ)

2. その他の変更について

- 労働基準法等の改正について
→研修会を聞いてください。
- 事前提出資料等にも変更箇所あり。
- 定款変更申請の認可書：副本が薄くなります。

(定款変更等)

軽微な変更についての理事長専決

定款変更について評議員会(理事会)で決議するにあたり、以下についてあわせて決議(議事録に記載)することをお勧めします。

「なお、本定款案につき、所轄庁への変更認可申請の過程で軽微な変更が必要となった場合について、理事長専決とさせていただきたいと思えます。専決させていただいた変更事項については、次回評議員会及び理事会で報告いたします。」

3. 提出資料について

①財務諸表等電子開示システムでの届出機能が拡大

附属明細書等も添付して届出可能
「ファイルの保存」

②ともにめざす、“警告”のない
計算書類の届出

- 「令和元年度 社会福祉法人計算書類、現況報告書等の届出等及び社会福祉施設指導監査事前提出資料等の提出について(ご依頼)」に沿って説明します。
- ※明日(24日)に神戸市監査指導課ホームページにアップします。

ファイルの保存

名簿(届出用)
=住所あり

入力シートと
定款以外は
このタブ

定款だけは
このタブ

入力シートは
このタブ

アップロードする書類に✓を入れます。

⑪ クリックします

名簿(公表用)
=住所なし

⑪ クリックします

4. 日程確認

1段階：施設への指導監査 6月19日(水)予定 から
指導監査基準の公開：6月19日(水)予定
事前提出資料の提出×切：

6月14日(金)必着* CD-ROM郵送

2段階：法人への指導監査 7月19日(水)予定 から
指導監査基準の公開：7月19日(水)予定
届出書類等の提出×切：

7月1日(月)必着 システムとEメール

※届出書類等及び事前提出書類の提出要領は、

明日(24日) 神戸市監査指導課ホームページにアップします。